

小中一貫教育関連基礎資料

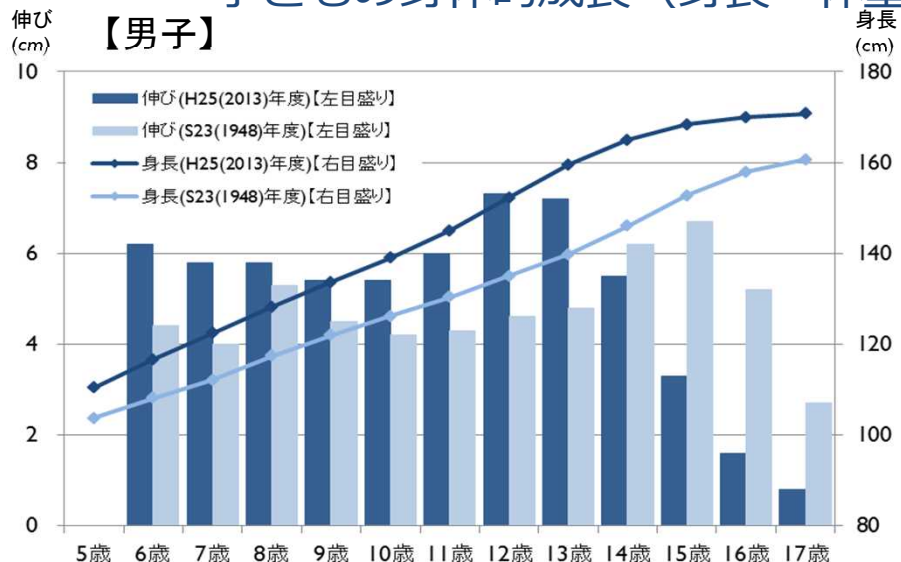
小中一貫教育関連基礎資料目次

【】内はページ番号

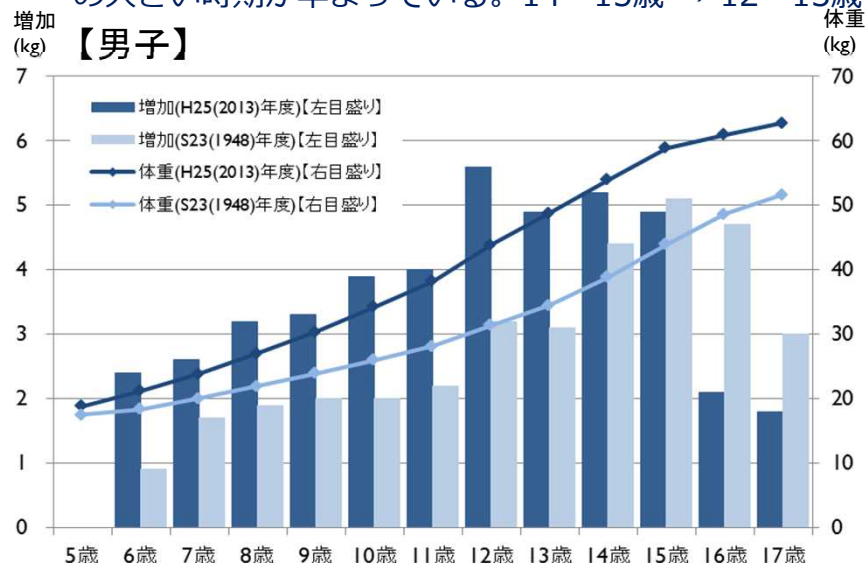
- ・男女児童の身長・体重平均値の推移 【3】
- ・日本女性の初潮年齢の推移 【4】
- ・学年別いじめの認知件数 【5】
- ・学年別不登校児童生徒数 【6】
- ・暴力行為の加害児童生徒数 【7】
- ・教育振興基本計画における小中一貫関連の記述 【8】
- ・義務教育の目的・目標に関する関係法律の規定 【9】
- ・小中連携の状況 【10】
- ・小中一貫教育の現行の取組の多様性 【11】
- ・小中一貫教育を行っている学校校舎の設置状況の分類 【12】
- ・研究開発学校等における小中一貫教育の取組の経緯 【13】
- ・現在の研究開発学校・教育課程特例校制度を利用した
小中連携の取組 【14】
- ・研究開発学校・教育課程特例校の取組の効果 【15】
- ・小中連携と学力調査の結果の相関について 【16】
- ・【事例1】 広島県呉市における取組 【20】
- ・【事例2】 東京都品川区における取組 【21】
- ・【事例3】 東京都三鷹市における取組 【22】
- ・教員養成・免許制度について 【23】
- ・教科等の担任制の実施状況(小学校)(平成25年度) 【26】
- ・教諭の他校種免許状の所有状況 【27】
- ・我が国の学制に関する戦後の主な制度改正 【28】
- ・諸外国の学校制度(主に初等中等教育) 【29】

男女児童の身長・体重平均値の推移

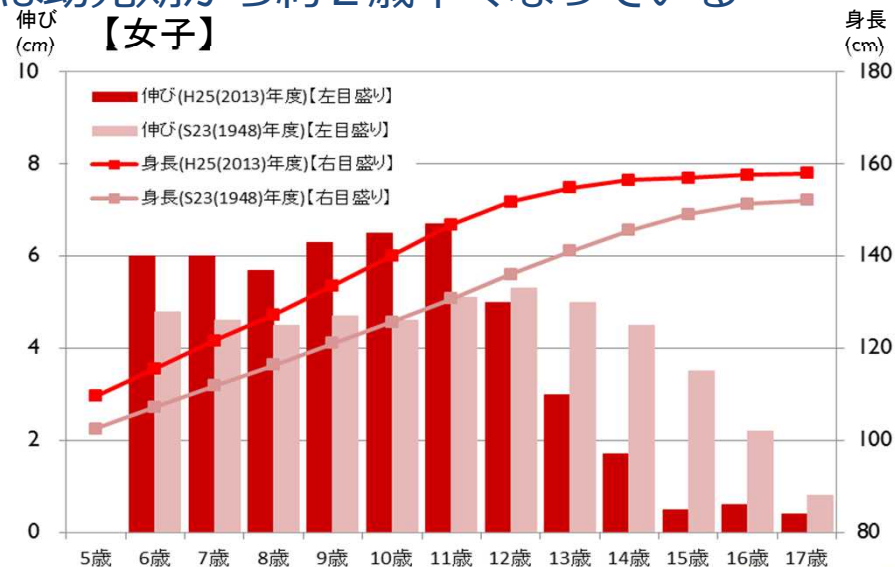
子どもの身体的成長（身長・体重）は幼児期から約2歳早くなっている



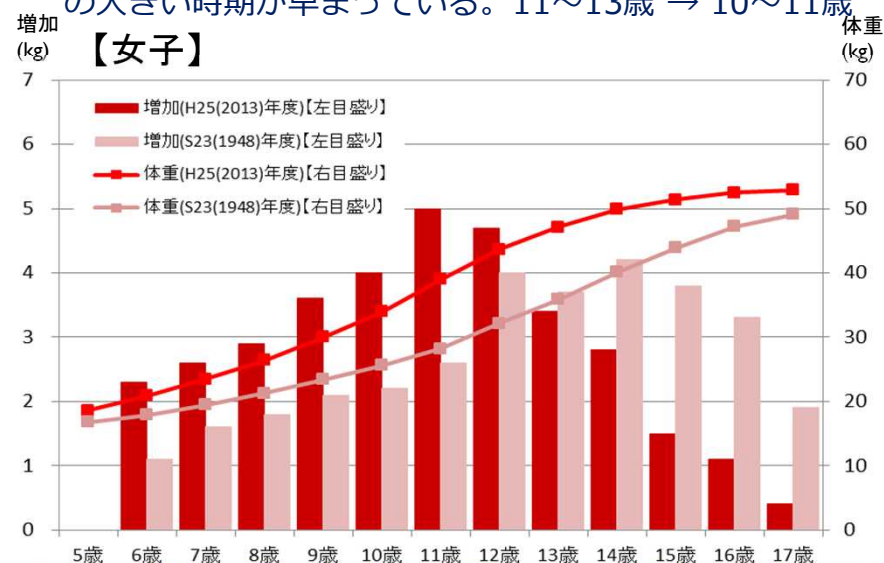
男子：昭23と平25との間の変化を比較すると、身長の伸びの大きい時期が早まっている。14～15歳 → 12～13歳



男子：昭23と平25との間の変化を比較すると、体重の伸びの大きい時期が早まっている。14～16歳 → 12～15歳



女子：昭23と平25との間の変化を比較すると、身長の伸びの大きい時期が早まっている。11～13歳 → 10～11歳

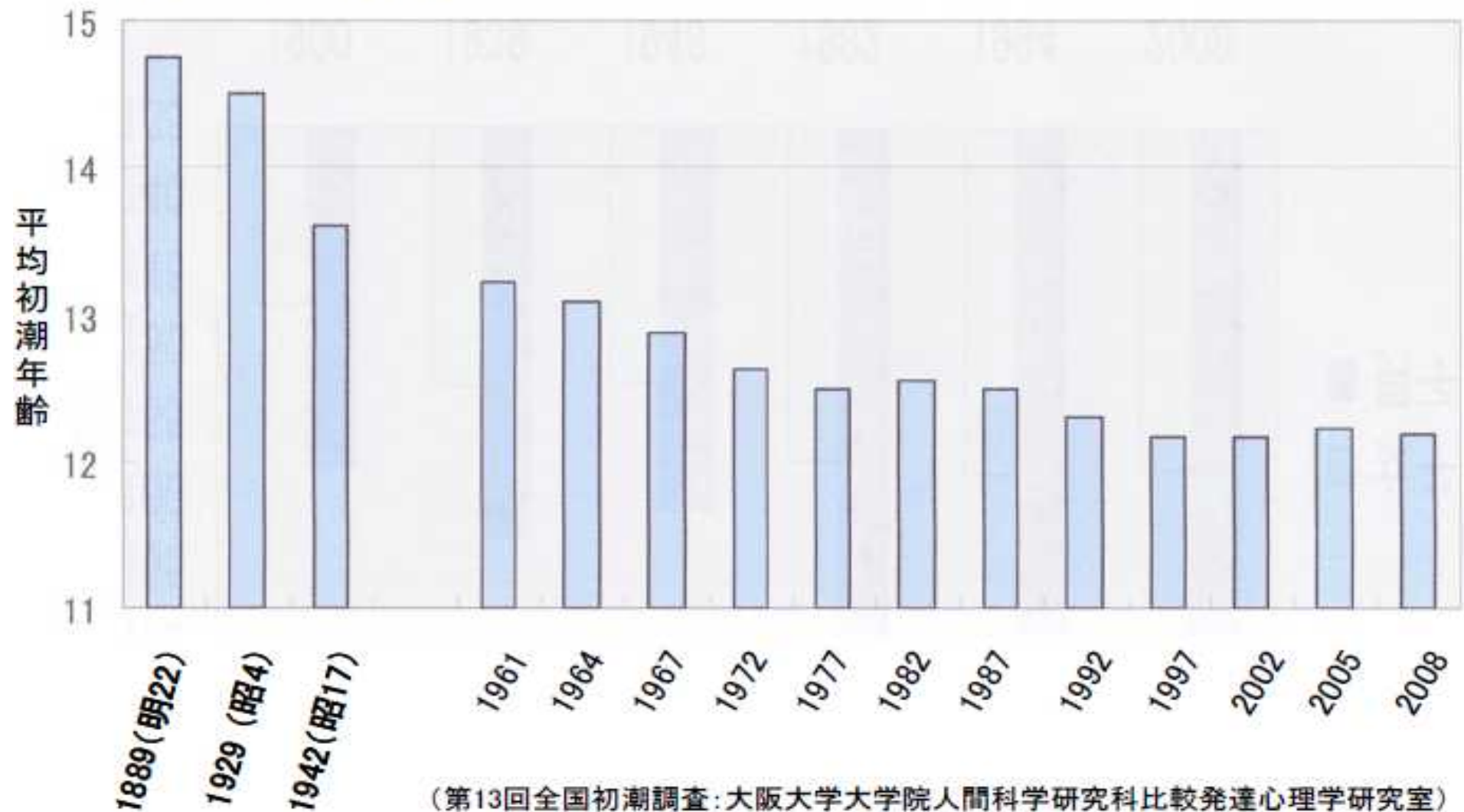


女子：昭23と平25との間の変化を比較すると、体重の伸びの大きい時期が早まっている。12～15歳 → 11～12歳

出典：昭和23年(1948)年度 及び 平成25年(2013)年度 学校保健統計調査より

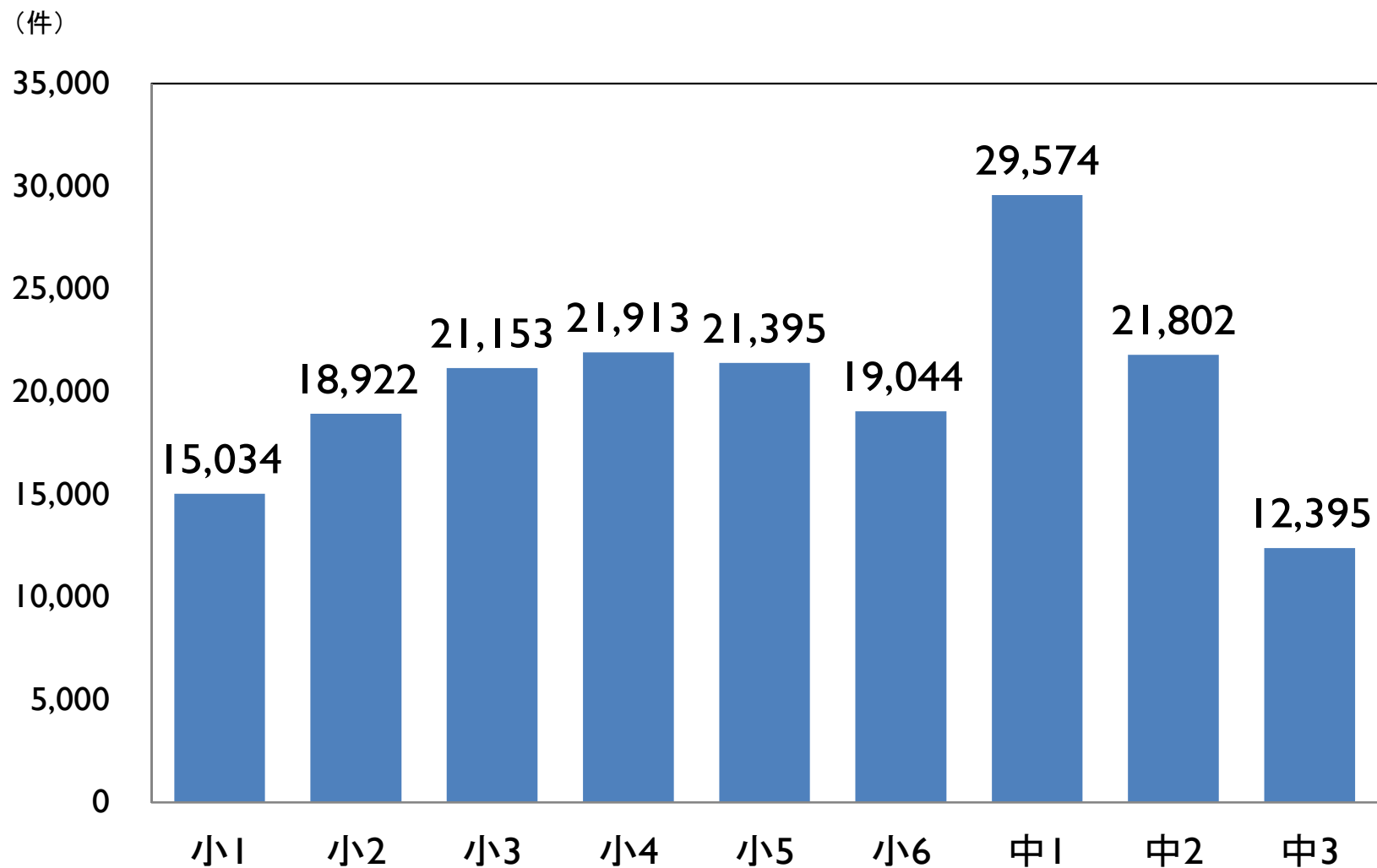
日本女性の初潮年齢の推移

性的成熟は昭和の初めと比べて 1980年代までに約2歳早くなっている



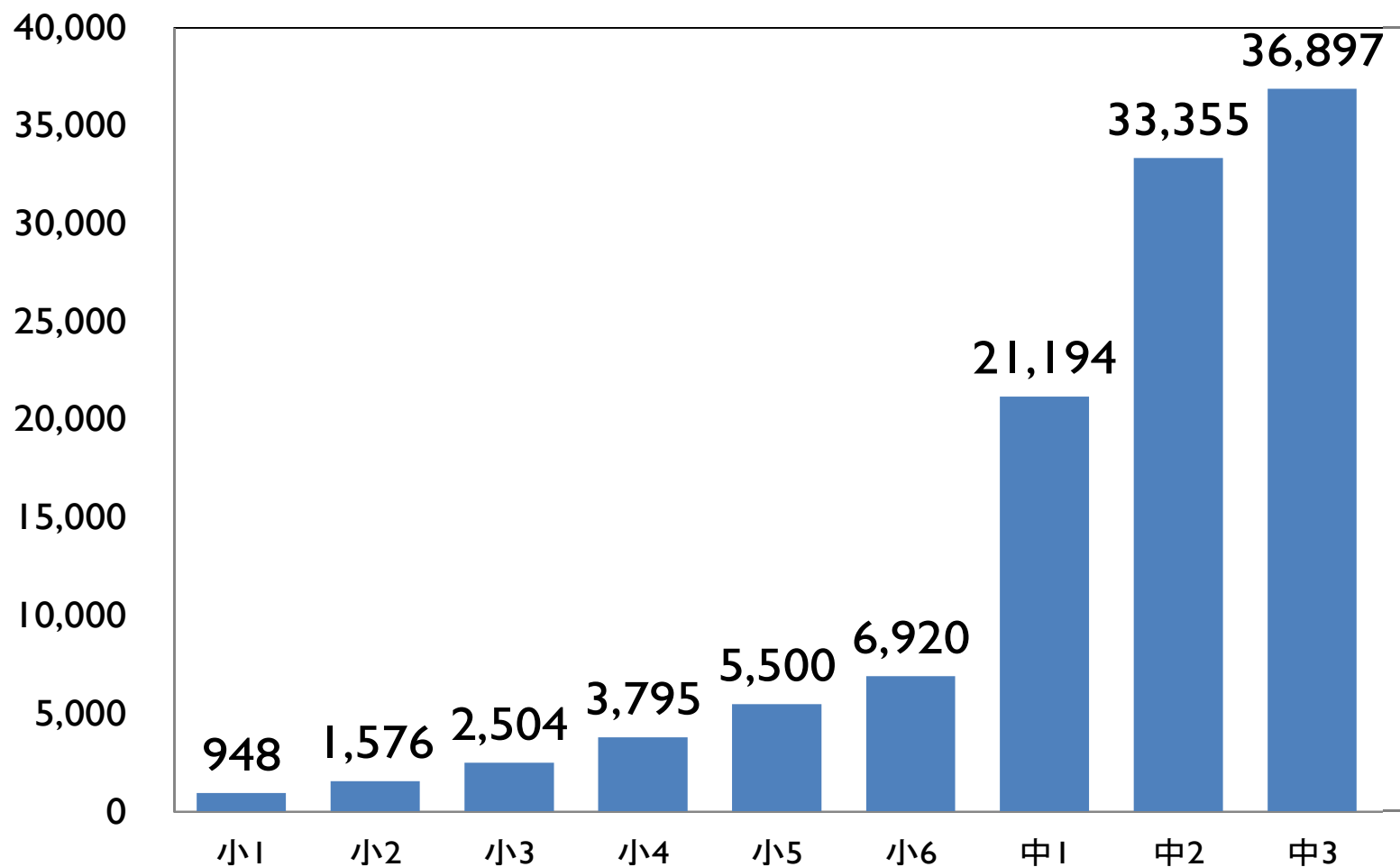
栄養や情報刺激が重要であると言われている。

学年別いじめの認知件数

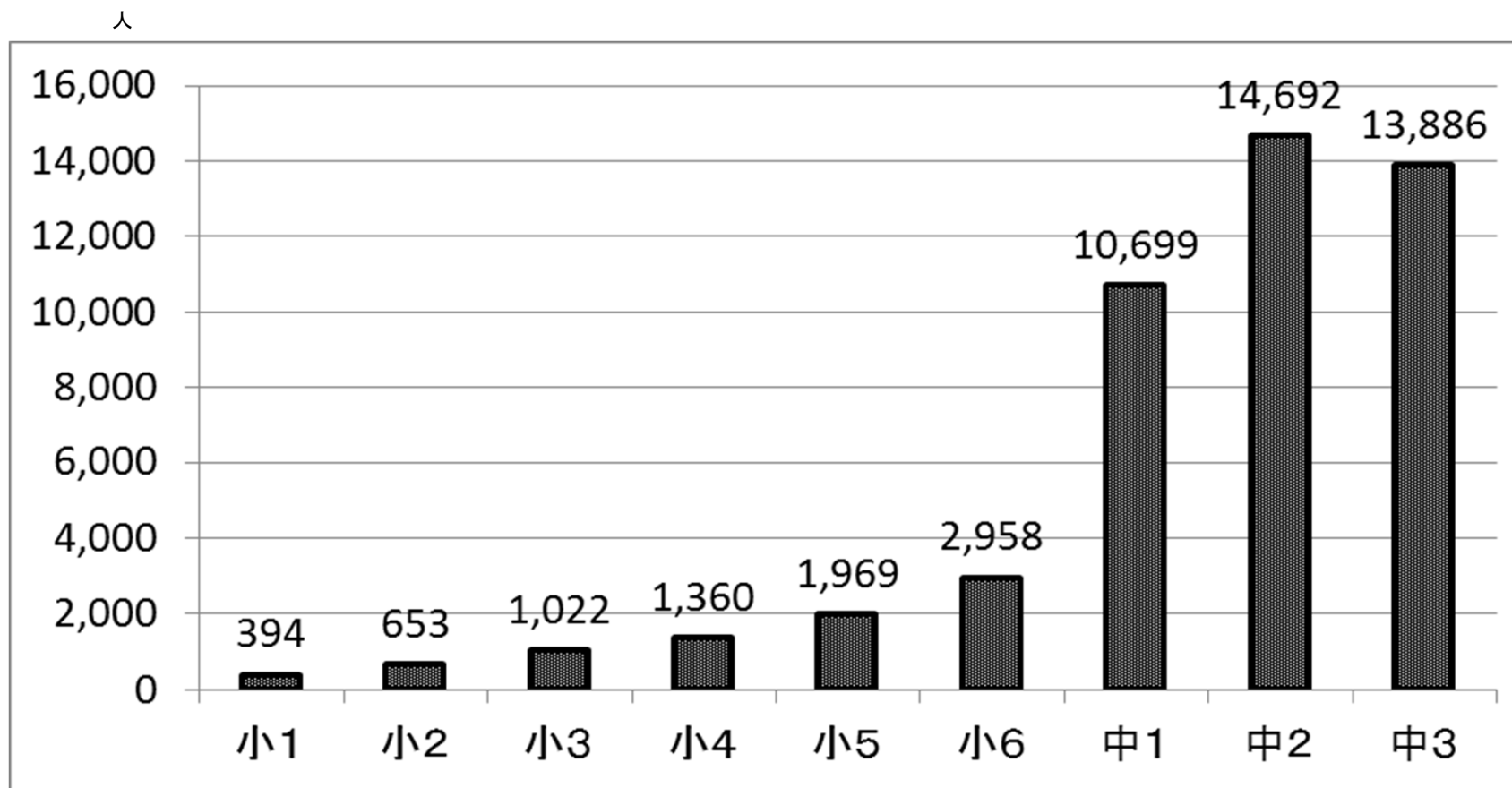


学年別不登校児童生徒数

(人)



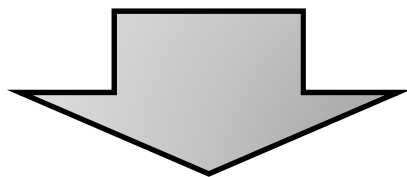
暴力行為の加害児童生徒数



文部科学省 「平成24年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果

教育振興基本計画 (平成25年6月14日閣議決定) における小中一貫関連の記述

各学校段階間の円滑な連携・接続を推進するとともに、6・3・3・4制の在り方について幅広く検討を進め、これにより、子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等を構築する。



- ・ 小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指し、義務教育9年間を通じて児童生徒の発達に合った学びを実現するため、小中一貫教育に関する教育課程の基準の特例、小中連携コーディネーターや小中連携・一貫教育の取組事例集の活用等を図りながら、各学校や市町村における小中一貫教育の取組を促進する。
- ・ 子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等の構築に向けて、6・3・3・4制（学制）の在り方を含め、学校制度やその運用等に関する調査研究を実施し、その状況等も踏まえながら幅広く検討を進める。

義務教育の目的・目標に関する関係法律の規定

○教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）（抄）

第5条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

- 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
- 4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

○学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）（抄）

第21条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成18年法律第120号）第5条第2項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 五 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。
- 六 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 七 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。
- 九 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 十 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

第29条 小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。

第30条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 2 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

第45条 中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする。

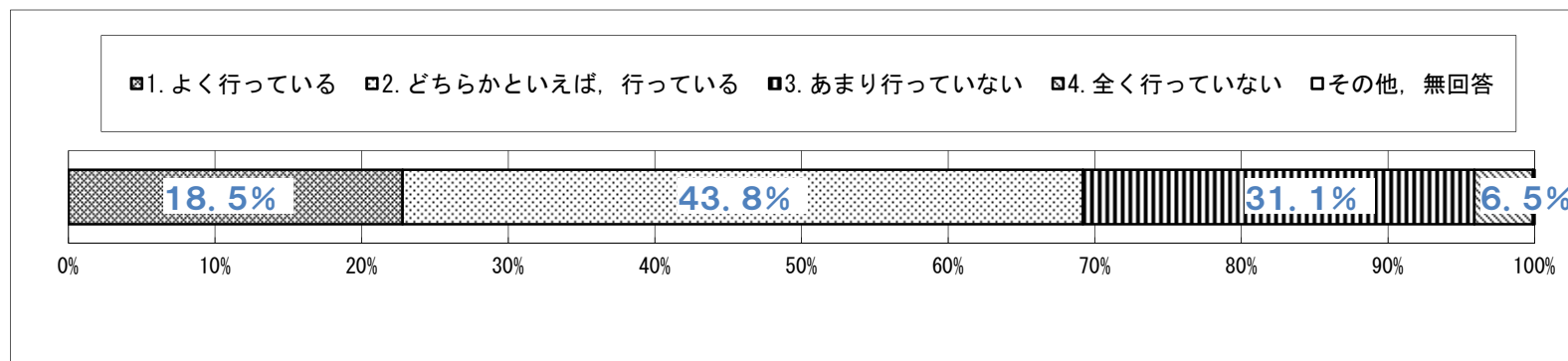
第46条 中学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

第49条 第30条第2項、第31条、第34条、第35条及び第37条から第44条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第30条第2項中「前項」とあるのは「第46条」と、第31条中「前条第1項」とあるのは「第46条」と読み替えるものとする。

小中連携の状況

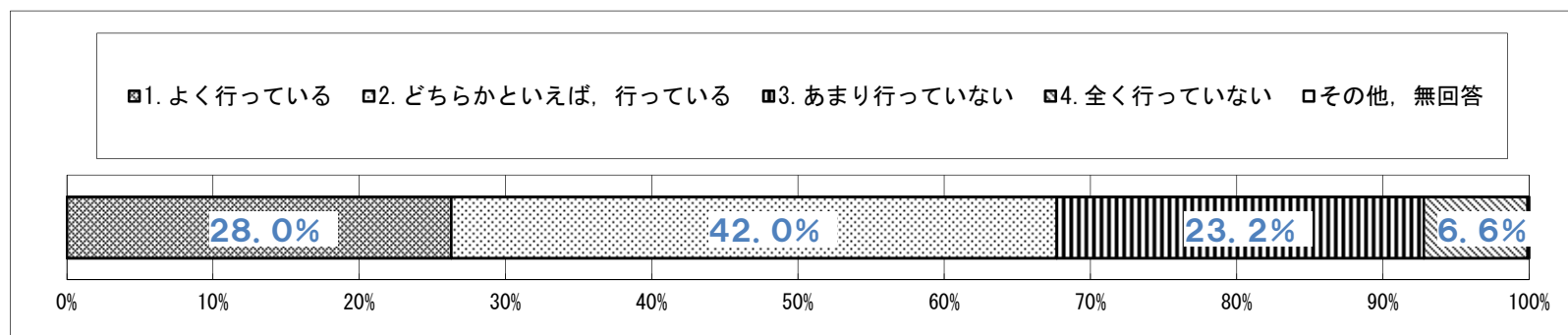
小学校用

教科の指導内容や指導方法について近隣の中学校と連携(教師の合同研修, 教師の交流, 教育課程の接続など)を行っていますか



中学校用

教科の指導内容や指導方法について近隣の小学校と連携(教師の合同研修, 教師の交流, 教育課程の接続など)を行っていますか



小中一貫教育の現行の取組の多様性

小中一貫教育に関する先行的な取組は、極めて多様

ア) 制度上の特例の活用

特例を活用している取組も活用していない取組もある。

イ) 特例の活用範囲

複数の教科について特例を活用している取組、キャリア教育に力を入れた取組など様々。

ウ) 教育課程の区切り

6年・3年のまとまりでの区切りほか、4年・3年・2年での区切り、5年・4年での区切りなど様々。

エ) 小学校からの教科担任制

導入するかしないか、導入している場合でも、どの学年からどの教科で導入するかについて取組は様々。

オ) 校地・校舎の状況

小中一体型校舎を新設した取組、小学校を中学校の隣に移設した取組、既存の校地・校舎を活用した取組など様々。

小中一貫教育を行っている学校校舎の設置状況の分類

区分	校舎の設置状況
① 【いわゆる施設一体型校舎】 小学校と中学校の校舎の全部又は一部が一体的に設置されている (小学校と中学校の校舎が渡り廊下等でつながっているものを含む)	(イメージ) 全部一体的に設置 (同一敷地) 全部一体的に設置 (同一敷地、渡り廊下で接続) 全部一体的に設置 (異なる敷地、渡り廊下で接続) 全部一体的に設置 (本校舎・分校舎を設置) 一部一体的に設置 (同一敷地) 一部一体的に設置 (同一敷地、渡り廊下で接続) 一部一体的に設置 (同一敷地) 一部一体的に設置 (異なる敷地、渡り廊下で接続) 一部一体的に設置 (異なる敷地)
② 【いわゆる施設隣接型校舎】 小学校と中学校の校舎が同一敷地又は隣接する敷地に別々に設置されている	(イメージ) 別々に設置 (同一敷地) 別々に設置 (隣接する敷地)
③ 【いわゆる施設分離型校舎】 小学校と中学校の校舎が隣接していない異なる敷地に別々に設置されている	(イメージ) 別々に設置 (隣接していない異なる敷地) 別々に設置 (隣接していない異なる敷地) 別々に設置 (隣接していない異なる敷地)
④ その他 施設一体型校舎と施設分離型校舎が併存している場合など	(イメージ) 施設一体型校舎 施設一体型校舎 施設隣接型校舎 別々に設置 (隣接していない異なる敷地) 別々に設置 (隣接していない異なる敷地) 別々に設置 (隣接していない異なる敷地)

注) は校舎を、 は敷地を示す。

研究開発学校等における小中一貫教育の取組の経緯

昭和51年

研究開発学校制度の創設

平成12年度～ 広島県呉市 [事例1] が、研究開発学校による小中一貫教育の取組を開始

※ 研究開発学校としての指定は、延長含め平成18年度まで

平成16年4月

構造改革特別区域研究開発学校(特区研発)の創設

平成16年度～ 東京都品川区 [事例2] が「小中一貫特区」の取組を開始

平成18年4月 東京都三鷹市 [事例3] が、市内最初の小中一貫教育校
「にしみたか 学園」を開園(教育課程の特例を用いない取組)

平成20年4月

教育課程特例校制度の創設(特区研発の全国展開)

現在の研究開発学校・教育課程特例校制度を利用した小中連携の取組

学年区分	合計	国立	公立	私立
6－3（従来の区分から変更なし）	34件（807校）	3件（11校）	29件（792校）	2件（4校）
4－3－2	11件（127校）	1件（2校）	9件（123校）	1件（2校）
5－4	1件（2校）	-	1件（2校）	-
5－2－2	1件（2校）	-	1件（2校）	-
その他 （一部の教科のみ実施、幼・高と連携等）	7件（22校）	1件（2校）	5件（18校）	1件（2校）
合計	54件（960校）	5件（15校）	45件（937校）	4件（8校）

※上記の取組は、学校や地域の特性を活かした教科を新設することなどにより小中連携を推進するもの
 ※取組数は平成25年4月1日現在
 ※平成25年度学校数（平成25年5月1日現在）
 小学校：21, 131校、 中学校：10, 628校

<研究開発学校制度>

教育課程の改善に資する実証的資料を得るため、文部科学大臣が、学校教育法施行規則第55条に基づき、申請のあった学校に学習指導要領等現行の教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を認め、新しい教育課程・指導方法について研究開発する制度【指定期間は原則3年間】

<教育課程特例校制度>

文部科学大臣が、学校教育法施行規則第55条の2に基づき、学校を指定し、学習指導要領等によらない教育課程を編成して実施することを認める制度【構造改革特別区域研究開発学校を全国展開（平成20年度～）】

研究開発学校・教育課程特例校の取組の効果

【児童生徒への影響の面での効果】

- 独自に設定した教科等がねらいとした資質・能力の育成や、学習意欲・態度の向上など、教科の学力・学習意欲の向上の面での効果
- 自己肯定感の高まりや、中学校における問題行動の減少など、児童生徒の人間性、社会性等の育成の面、生徒指導面での効果
- 中学校での学習不安の減少など、中学校生活への円滑な移行の面での効果
- 児童と生徒との交流促進による影響の面での効果

【教員への影響の面での効果】

- 小中間における子どもの実態、指導方法の違い、互いの学校が抱える課題等についての認識の共有など、小中の教員の相互理解の面での効果
- 系統的指導の充実や小中合同授業等の交流活動の活性化など、学校の教育活動の充実・指導方法等の改善の面での効果
- 学習の連続性を考慮した授業を実践する教員の増加や、小中間で指導内容を見直しをしようとの意識の高まりなど、教員の指導力向上の面での効果

【地域・保護者への影響の面での効果】

- 学区内の小・中学校全体に対する地域・保護者の理解増進

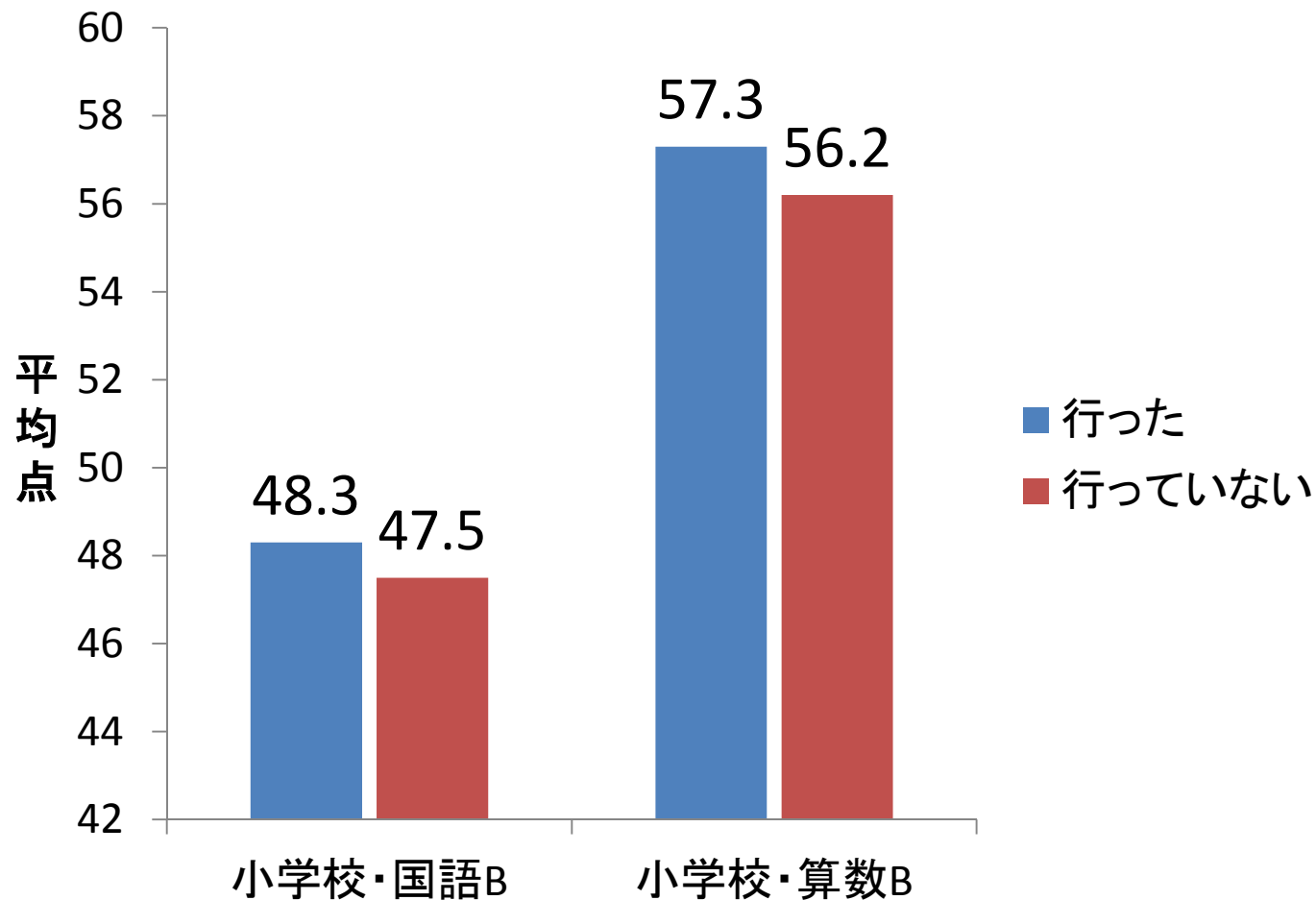
小中連携と学力調査の結果の相関について

平成25年度全国学力・学習状況調査「教育委員会に対する調査」においては、市町村教育委員会の教育施策の実施状況と学力(教科の平均正答率)との関係について調査しており、全45項目の内、以下の18項目については学力との相関が見られている。

- ・情報教育担当の指導主事の配置
- ・生徒一人あたりの学校教育費
- ・言語活動充実のための取組
- ・グローバル人材育成のための取組
- ・地域社会の一員として意識を高める取組
- ・独自の教材の開発や普及
- ・ICT環境整備等に係る計画策定
- ・ICTを活用した授業実施のための指導資料の作成
- ・ICT活用に関する教員研修
- ・授業力向上のための研修会
- ・保育士や幼稚園教員と小学校教員の合同研修
- ・幼稚園教員と小学校教員の人事交流
- ・小学校教員と中学校教員の合同研修
- ・小学校教員と中学校教員の人事交流
- ・小学校と中学校の教育課程の接続
- ・全国学力・学習状況調査の結果の分析・検証の有用性
- ・全国学力・学習状況調査の問題、結果や「授業アイデア例」を用いた指導改善のための研修等
- ・独自の学力調査の実施

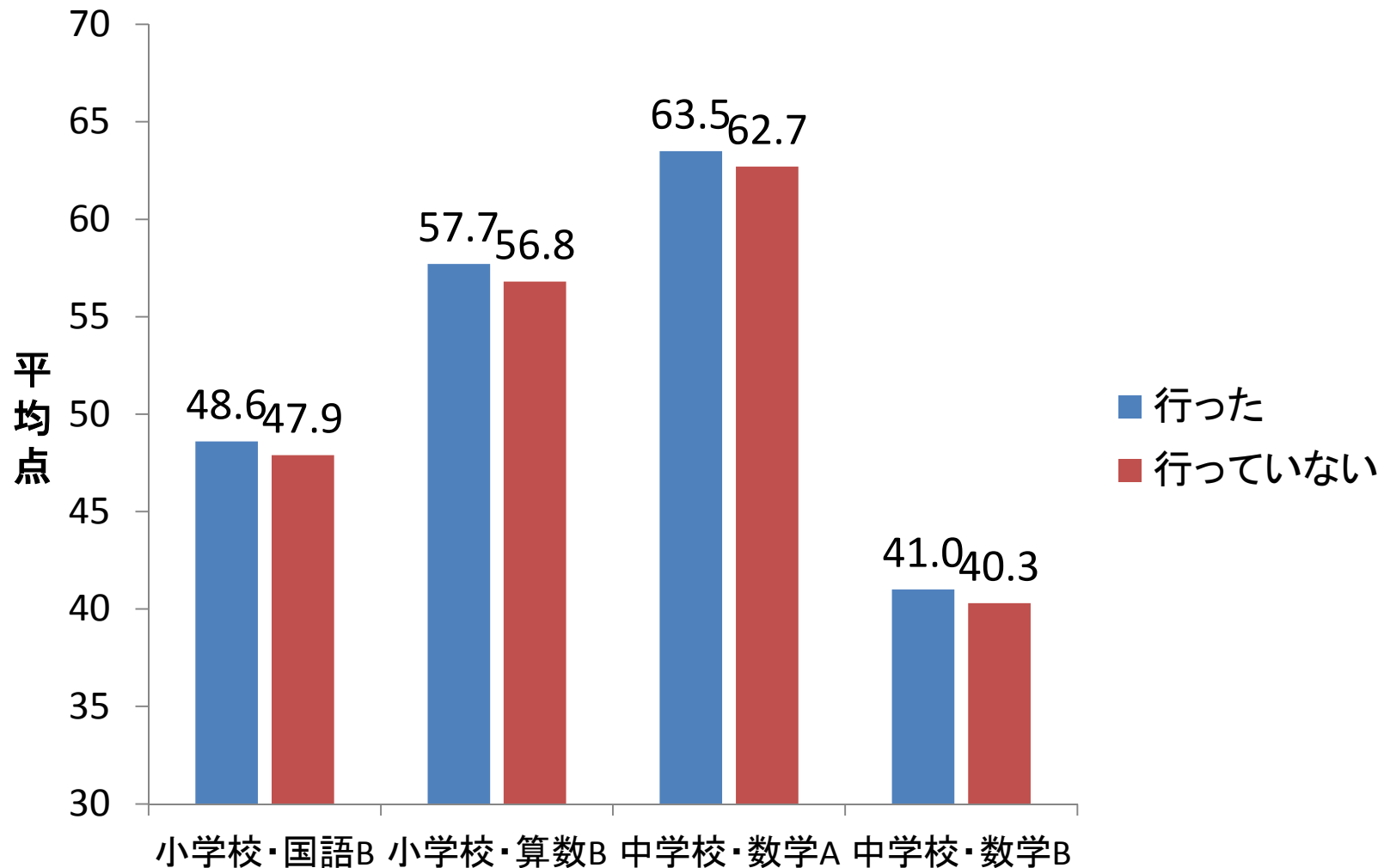
小中連携と学力調査の結果の相関①

設問：小学校と中学校の連携の取組として、小学校の教員と中学校の教員との合同研修を行いましたか。



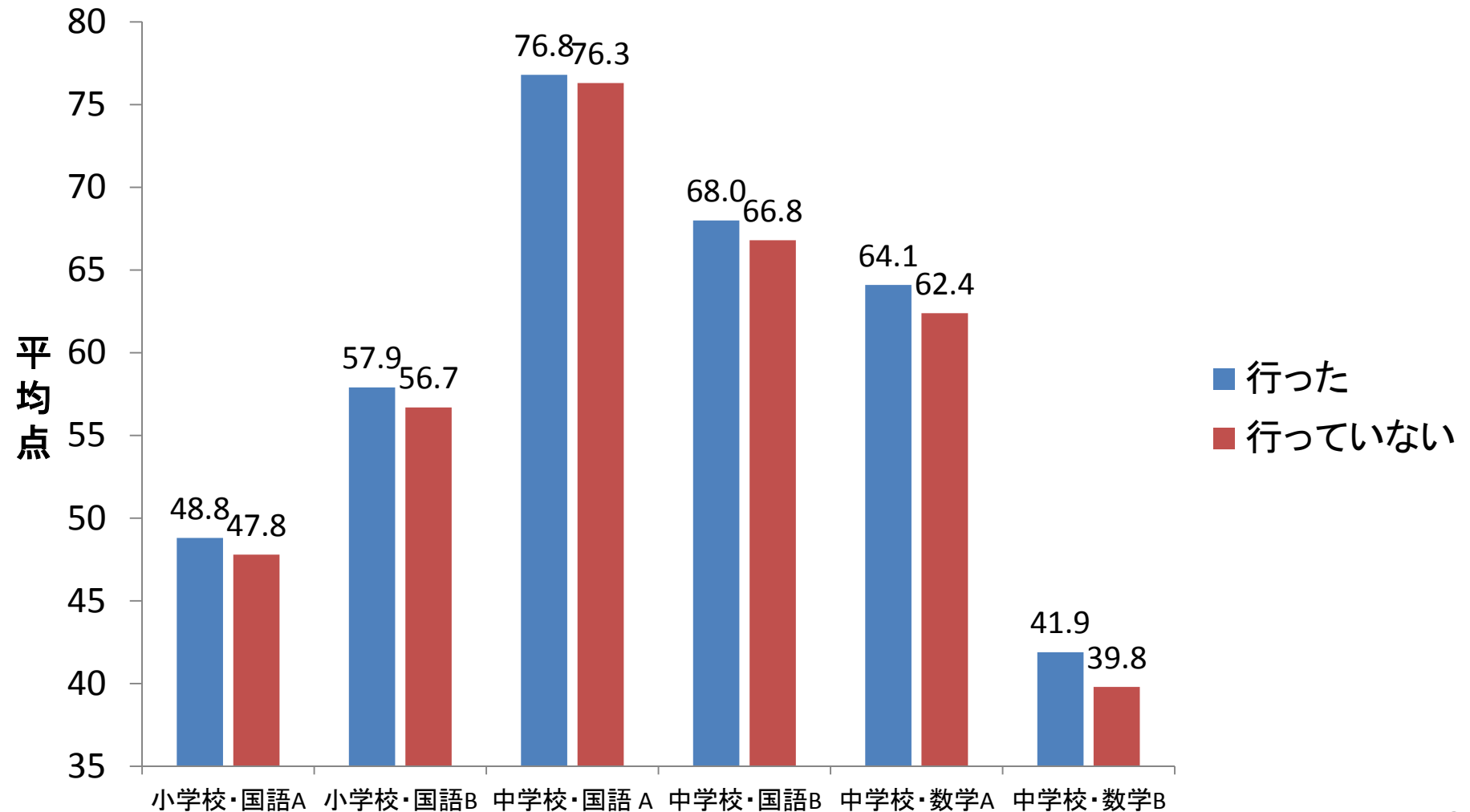
小中連携と学力調査の結果の相関②

設問：小学校と中学校の連携の取組として、小学校と中学校の教育課程の接続を行いましたか。



小中連携と学力調査の結果の相関③

設問：小学校と中学校の連携の取組として、小学校の教員と中学校の教員の人事交流を行いましたか。



※教育委員会調査の項目のうち、教科の平均正答率と相関が見られたもの
出典：平成25年度全国学力・学習状況調査(きめ細かい調査)「教育委員会に対する調査」

【事例1】 広島県呉市における取組

ねらい

- (1) 義務教育9年間で修了するにふさわしい学力と社会性の育成
- (2) 中一ギャップの解消と自尊感情の向上

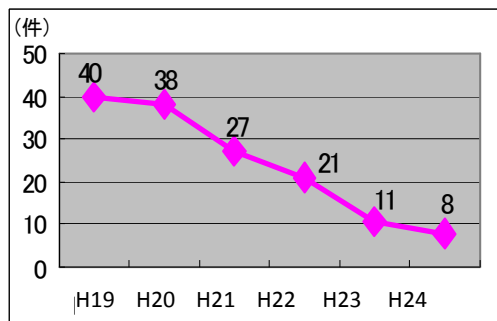
取組概要

- 市内の全26中学校区(施設分離型22中学校区, 施設一体型4中学校区)で、現行制度の範囲内で、9年間を見通して行う小中一貫教育を実施
- 各中学校区の特色を生かし、小中合同授業、小中合同行事、小中合同研修会等を実施
- 9年間を前期(4年)、中期(3年)、後期(2年)に区切り、中期に重点をおいた教育を展開
- 学習指導要領の範囲内で、各中学校区ごとに小中一貫カリキュラムを作成

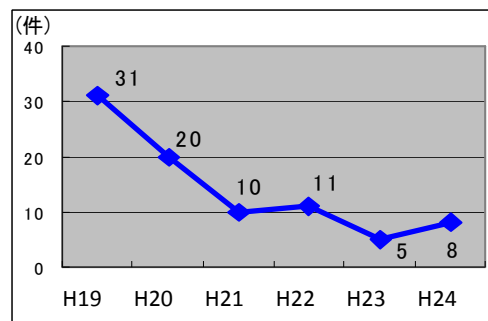
成果

- 生徒指導上の諸問題の発生件数や不登校の数が年々減少
- 児童生徒の学力の向上
- ほとんどの教員が、「授業の工夫・改善の場面が見られた」、「小中学校を一貫したカリキュラムづくりは必要」と答えるなど、教職員の意識が向上

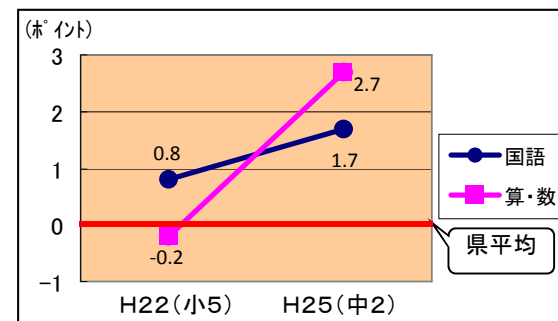
暴力行為発生件数の推移(中1)



いじめ認知件数の推移(中1)



広島県の学力調査における県平均との差



【事例2】 東京都品川区における取組

ねらい

- (1) 中学校の学習への接続を意識した小学校段階での指導を実現し、9年間継続した系統的な学習に取り組む。
- (2) 小学校から中学校への環境の激変を緩和することによりストレスを解消する。幅広い年齢の児童生徒と学校生活を共にすることにより、多様な人間関係を形成する。
- (3) 小・中学校間の情報共有により、9年間継続性のある生活指導を実現する。

取組概要

- 区内の全中学校区（施設一体型6校、施設分離型9中学校・31小学校）で、実施
- 区独自の「小中一貫教育要領」を定め、9年間の系統的な学習を実施
- 全学年に「市民科」を新設し、小1から「英語科」を実施
- 小5～中3に「ステップアップ学習（選択学習）」を新設
- 小5から教科担任制を導入
- 9年間を4年・3年・2年に区切ったまとまりで教育計画を立て実践

成果

- 国・都・品川区が実施する学力調査において全国平均を上回った学校数が増加するなど学力が向上
- 小中一貫教育実施によって、年々、不登校生徒の出現率が抑制
- 学習・生活規律の徹底、礼儀等の面で全国平均を上回る結果

全国学力・学習状況調査で全国平均を上回った学校数										
国語A					国語B					
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成25年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成25年度
6年生	24校/38校	24校/38校	28校/38校	27校/38校	31校/37校	25校/38校	23校/38校	23校/38校	31校/38校	30校/37校
9年生	6校/16校	10校/16校	11校/16校	11校/15校	11校/15校	8校/16校	6校/16校	9校/16校	11校/15校	11校/15校

算数/数学A					算数/数学B					
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成25年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成25年度
6年生	29校/38校	26校/38校	34校/38校	35校/38校	30校/37校	27校/38校	25校/38校	31校/38校	36校/38校	25校/37校
9年生	9校/16校	8校/16校	7校/16校	9校/15校	10校/15校	9校/16校	7校/16校	9校/16校	8校/15校	9校/15校



【事例3】 東京都三鷹市における取組（教育課程の特例を用いない取組）

ねらい

- (1) 小・中学校の教員が、目指すべき「15歳の姿」の共有しつつ、徹底して協働し、発達段階に即した「学び」の系統性と連続性の確保、小中の円滑な接続を図る。
- (2) 小学校の効果的な指導を発達段階を考慮して中学校に引き継ぐ。
- (3) 中学校でのつまずき、思春期等を見通した共通理解・早期対応を図る。



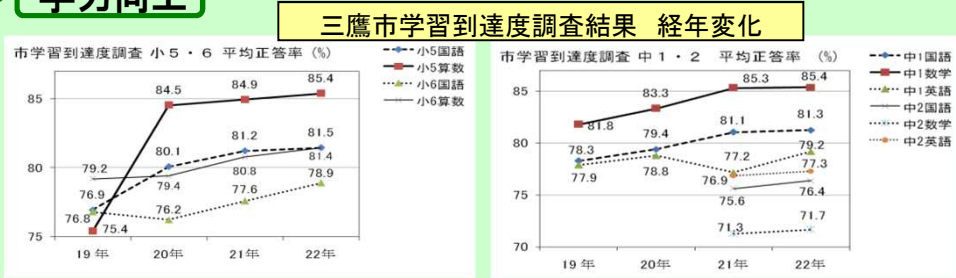
取組概要

- 義務教育9年間の教育を
 - ① 現行の法制度（6－3制）の下で、
 - ② 既存の小学校・中学校を存続させた形で、
 - ③ コミュニティ・スクールを基盤として、
 - ④ 小・中一貫カリキュラムに基づき、系統性と連続性を重視して行い、児童・生徒に「人間力」と「社会力」を培う
- 全教員が小・中学校双方の教員として兼務発令を受け、相互乗り入れ授業を実施

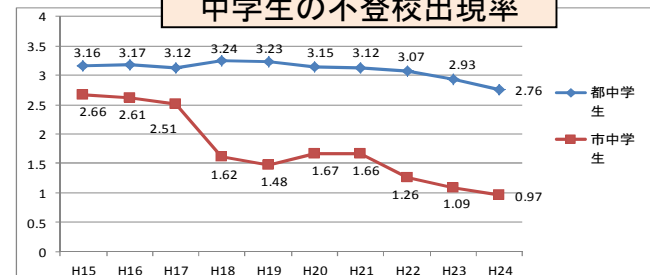
成果

- 自然教室、プレ中学生体験、部活動体験、中学生の小学校ボランティア訪問等の小・小及び小・中間の交流活動により、学園の子供としての一体感が醸成
- 小・中学校の教員同士の相互理解が促進され、協力し合う姿勢が定着
- 小・中学校教員の授業交流により児童・生徒の学習意欲・学力が向上
- 学園の教育活動により、学校生活への安心感が増し、不登校の出現率が低下

学力向上



中学生の不登校出現率



教員養成・免許制度について

1. 免許主義と開放制の原則

免許主義

教員は、教育職員免許法により授与される各相当の免許状を有する者でなければならない(免許法第3条第1項)。

開放制の原則

我が国の教員養成は、一般大学と教員養成系大学とがそれぞれの特色を発揮しつつ行っている。

2. 免許状の種類

それぞれ学校種別（中学校・高等学校については教科別）

① 普通免許状 (有効期間10年)

専修免許状(修士課程修了程度)

一種免許状(大学卒業程度)

二種免許状(短大卒業程度)

② 特別免許状 (有効期間10年)

③ 臨時免許状 (有効期限3年)

○ 授与権者: 都道府県教育委員会

○ 免許状の有効範囲

- ・普通免許状 : 全ての都道府県
- ・特別免許状 } 授与を受けた
- ・臨時免許状 } 都道府県内

普通免許状

H24年度授与件数: 208, 237件

(内訳) 専修免許状: 14, 829件 一種免許状: 150, 720件 二種免許状: 42, 688件

① 「大学における養成」が基本。

学士の学位等

+

教職課程の履修

(教科に関する科目
教職に関する科目)

⇒

教員免許状

② 現職教員の自主的な研鑽を促すため、一定の教職経験を積み、大学等で所要単位を修得した者に、上位免許状を授与する途を開いている。

特別免許状

H24年度授与件数: 52件

(平成元～H24年度総授与件数: 549件)

免許状を有しない優れた知識経験を有する社会人を学校現場へ迎え入れるため、都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格により授与する「教諭」の免許状(学校種及び教科ごとに授与)

○ 授与要件

- ① 担当教科に関する専門的な知識経験や技能を有すること
- ② 社会的信望及び教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有すること

臨時免許状

H24年度授与件数: 9, 214件

(前年度9, 319件)

普通免許状を有する者を採用できない場合に限り、例外的に授与する「助教諭」の免許状

○ 授与要件

都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格

3. 免許状主義の例外

① 特別非常勤講師

H24年度届出件数: 19, 358件

(前年度19, 370件)

多様な専門的知識・経験を有する人を教科の学習に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や活性化を図ることを目的とした制度。教員免許状を有しない非常勤講師が、教科の領域の一部を担当することが可能(任命・雇用する者が、あらかじめ都道府県教育委員会に届出をすることが必要)。

② 免許外教科担任制度

H24年度許可件数: 12, 241件

(前年度12, 551件)

中学校、高等学校、中等教育学校の前期課程・後期課程、特別支援学校の中学部・高等部において、相当の免許状を所有する者を教科担任として採用することができない場合に、校内の他の教科の教員免許状を所有する教諭等(講師は不可)が、1年に限り、免許外の教科の担任をすることが可能

(校長及び教諭等が、都道府県教育委員会に申請し、許可を得ることが必要)。

【所有する免許状と担任できる教科等】

	幼稚園	小学校					中学校				高等学校		
		各教科	道徳	外国語活動	総合的な学習の時間	特別活動	免許状に定められた教科	道徳	総合的な学習の時間	特別活動	免許状に定められた教科	総合的な学習の時間	特別活動
幼稚園の教員免許状	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
小学校の教員免許状	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×
中学校の教員免許状	×	△ ※1	×	△ ※2	△ ※1	×	○	○	○	○	×	×	×
高等学校の教員免許状	×	△ ※1	×	△ ※2	△ ※1	×	△ ※3	×	△ ※3	×	○	○	○

※1 例えば、理科の教員免許状を所有する者は、小学校の理科の担任が可能。また、総合的な学習の時間における理科に関連する事項の担任が可能。

※2 英語の教員免許状を所有する者のみ、小学校の外国語活動の担任が可能。

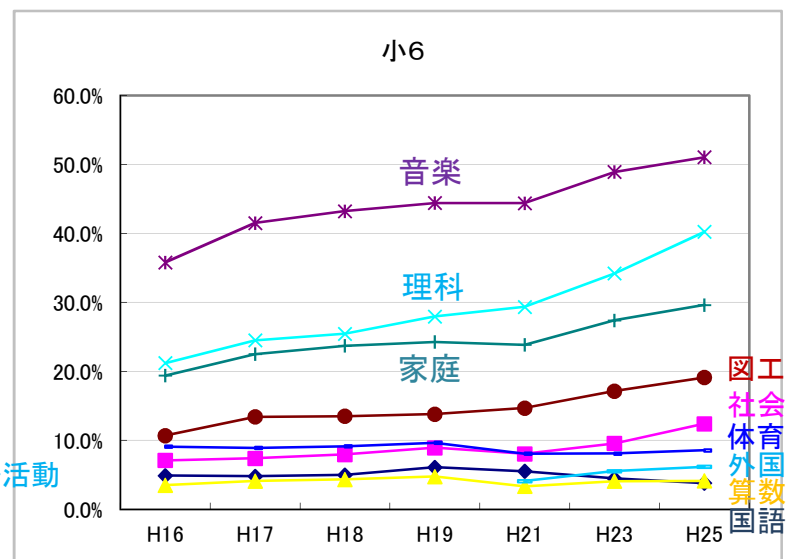
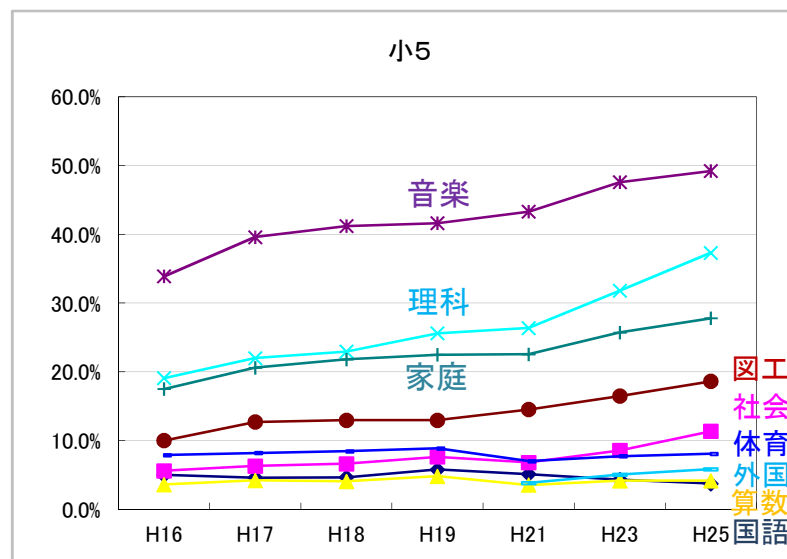
※3 高等学校の工芸、書道、看護、情報、農業、工業、商業、水産、福祉、商船、看護実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習、商船実習、柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務の免許状を所有する者は、中学校において、所有免許状の教科に相当する教科の担任や、総合的な学習の時間における所有免許状の教科に係る事項の担任が可能。

	中等教育学校						
	前期課程				後期課程		
	免許状に定められた教科	道徳	総合的な学習の時間	特別活動	免許状に定められた教科	総合的な学習の時間	特別活動
中学校の教員免許状のみ所有	○	×	×	×	×	×	×
高等学校の教員免許状のみ所有	△ ※4	×	△ ※4	×	○	×	×
中学校と高等学校の教員免許状の両方を所有	○	○	○	○	○	○	○

※4 高等学校の工芸、書道、看護、情報、農業、工業、商業、水産、福祉、商船、看護実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習、商船実習、柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務の免許状を所有する者は、前期課程において、所有免許状の教科に相当する教科の担任や、総合的な学習の時間における所有免許状の教科に係る事項の担任が可能

教科等の担任制の実施状況（小学校）（平成25年度）

学年 \ 教科	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画 工作	家庭	体育	外国語 活動
第1学年	0.5%		0.6%		0.5%	9.2%	3.5%		3.4%	
第2学年	1.3%		1.0%		0.9%	15.9%	7.1%		4.4%	
第3学年	2.5%	3.6%	2.2%	15.9%		34.9%	13.9%		5.0%	
第4学年	2.9%	5.0%	2.5%	24.3%		43.0%	17.3%		5.8%	
第5学年	3.7%	11.4%	4.2%	37.3%		49.2%	18.6%	27.8%	8.1%	5.8%
第6学年	3.8%	12.4%	4.1%	40.2%		51.1%	19.1%	29.6%	8.6%	6.2%



注 ここでの教科担任制とは、上記の教科等について、年間を通じて教科等担任制を実施するものをいう。
（教員の得意分野を生かして実施するもの、中・高等学校の教員が兼務して実施するもの、非常勤講師が実施するものなどを含む。）

教諭の他校種免許状の所有状況

幼稚園教諭	小学校教諭	中学校教諭	高等学校教諭
小学校免許 8.9%	幼稚園免許 23.7%	幼稚園免許 1.7%	幼稚園免許 0.3%
中学校免許 1.4%	中学校免許 61.8%	小学校免許 26.9%	小学校免許 4.9%
高等学校免許 1.0%	高等学校免許 45.3%	高等学校免許 80.3%	中学校免許 56.9%

出典：文部科学省平成22年度学校教員統計調査

※ 3年の実務経験がある場合、中学校教諭であれば12単位で小学校教諭二種免許状が取得可能、小学校教諭であれば14単位で中学校教諭二種免許状が取得可能。

これらの単位は大学の教職課程のほか、都道府県教育委員会等が実施する免許法認定講習の受講によっても取得可能。

我が国の学制に関する戦後の主な制度改正

主な制度改正

○実際の専門職業教育を施した人材の育成を目的として、

短期大学の発足(昭和25年)

※昭和39年に恒久化

○理工系人材の需要拡大を背景とした、昭和32年中教審答申を受け、

高等専門学校制度を創設(昭和36年)

○また、職業や実生活に必要な能力や教養の向上を図ることを目的とした

専修学校制度を創設(昭和51年)

○昭和46年中教審答申、昭和60年第一次臨教審答申を踏まえ、研究開発学校等の取組を推進。

平成9年中教審答申を踏まえ、

中高一貫教育制度を導入(平成11年)

○障害の重度・重複化等に対応するため、

特別支援学校制度を創設(平成18年)

現在(平成25年)



(注) (1) *印は専攻科を示す。

(2) 高等学校、中等教育学校後期課程、大学、短期大学、特別支援学校高等部には修業年限1年以上の別科を置くことができる。

諸外国の学校制度①（主に初等中等教育）

国名	イギリス (2013年)	ドイツ (2013年)	フランス (2013年)	オランダ (2013年)	フィンランド (2012年)
学 制	6-5-2	4-5/6/8/9, 6-4/6/7 (州や学校種により異なる)	5-4-3	8-4/5/6 (学校種により異なる)	6-3-3
義務教育期間	5歳から16歳 (11年間) ※2015年までに18歳まで教育 又は訓練を受けることを義務化	6歳～15歳(16歳) (9～10年間) ※州により異なる	6歳から16歳 (10年間)	5歳～18歳又は基礎資格取得まで (最長13年間) ※ただし、初等教育の開始は4歳から ※2007年に現在の制度に変更	7歳から16歳 (9年間)
学校教育における 無償期間	5歳から18歳 (初等中等教育)	5歳(6歳)から高等教育段階まで無償 ※州により異なる	すべての教育段階で公教育は原則無償。	4歳から18歳までの最長14年間	6歳から高等教育段階まで無償。
職業教育を 主とする学校が登場する教育段階	後期中等教育	後期中等教育	後期中等教育	前期中等教育	後期中等教育
各国の学制のイメージ ※代表的な大学までの進学経路を示しており、正確な学校系統図は参考資料集を参照					

国名	アメリカ (2013年)	ロシア (2011年)	シンガポール (2013年)	韓国 (2013年)	中国 (2013年)	日本
学 制	5-3-4、4-4-4、 6-3-3、6-2-4、 6-6、8-4 等 (学区により異なる)	4-5-2(3) (ただし、9年制 あるいは11年制の 学校が一般的)	6-4-2(3)、 6-5-2(3)、 6-6	6-3-3	6-3-3 (一部地域で 5-4-3)	6-3-3
義務教育 期間	5～8歳から16～18歳 (10～13年間) ※州により異なる ※最近20年で約3分の1の州 が義務教育期間を延長	6歳6か月から17歳6か月 (11年間)	6歳から12歳 (6年間) ※2003年より初等教育を義務 化	6歳から15歳 (9年間)	6歳から15歳 (9年間)	6歳から15歳 (9年間)
学校教育に おける 無償期間	5～18歳 (幼稚園(5歳児)～ ハイスクール)	原則6～17歳 (基礎学校・初等中等教 育学校の第1～11学年)	6～12歳 (初等学校)	3～15歳 (幼稚園～中学校) ※私立幼稚園についても段階 的な無償化を導入中。高等学 校の無償化についても検討中	6～15歳 (小学校～初級中学)	6～18歳 (小学校～高等学校) ※高等学校は所得制限がある
職業教育を 主とする学校が 登場する教育段階	後期中等教育	後期中等教育	前期中等教育	後期中等教育	後期中等教育	後期中等教育
各国の学制のイメー ジ ■は無償化部分 ■は義務教育部分 ※代表的な大学までの 進学経路を示して おり、正確な学校系統 図は参考資料集を参 照						